

産業統計部会の審議状況について
(漁業センサス)(報告)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査対象の範囲	○漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編し、調査対象範囲から漁業管理組織を除外〔調査票③ ^(注) 〕	●		・ 適当と整理 (行政記録情報等の活用や行政ニーズに対応した調査事項の整理により、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減を図るとともに、漁業地域ごとに取り組んでいる様々な資源管理の実態を把握・提供することにより、地域ごとの施策の企画・検証に活用可能) 〔別紙1参照〕
(2) 主な調査事項	①漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加〔調査票③〕	●		・ 第2回部会において引き続き審議 (報告者の視点から、①会合・集会等の開催状況を把握する選択肢の表記や並び順、②活性化の取組の有無を把握する項目の追加や選択肢の表記の適切性等について再審議) 〔別紙2参照〕
	②「世帯員すべての人数」の削除〔調査票①及び④〕	●		・ 第2回部会において引き続き審議 (漁業構造の分析や後継者育成など今後の漁業の在り方を検討する上で重要な情報であるとの指摘を踏まえ、代替する行政記録情報等の精査も含めて再審議) 〔別紙3参照〕
	③世帯員の漁業従事状況を把握する調査事項の変更等〔調査票①及び④〕	●		・ 適当と整理 (政策ニーズに則したデータの把握や報告者負担の軽減等に寄与)
	④海上作業に雇った人に関する調査事項の変更〔調査票①〕	●		・ 第2回部会において引き続き審議 (地域の雇用状況に関する重要な情報との指摘を踏まえ、日本人雇用者数の内訳として居住地別(同一市町村・その他の県内・県外)の人数を把握する項目について、利活用ニーズを含め再審議) 〔別紙4参照〕
	⑤漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加等〔調査票②〕	●		・ 適当と整理 (政策ニーズに則したデータの把握や正確な統計の作成等に寄与。なお、報告者が記入に際し、混乱を来たすことがないように丁寧な説明が必要)
	⑥漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更〔調査票①及び②〕	●		・ 適当と整理 (把握可能性や結果利用上の留意点等を確認。政策ニーズに則したデータの把握に寄与) 〔別紙5参照〕
	⑦漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分の変更〔調査票①及び②〕	●		・ 第2回部会において引き続き審議 (報告者の視点から、より適切な選択肢表記の可能性や注釈説明文の工夫等について再審議) 〔別紙6参照〕
	⑧法人番号の追加〔調査票②、④、⑦及び⑧〕	●		・ 適当と整理 (「統計改革の基本方針」等を踏まえた変更であり、今後、法人番号を活用した提供情報の充実も期待)
	⑨常時従業者数の内訳として雇用者数の把握〔調査票②及び⑧〕		●	(第2回部会で審議)
	⑩漁業以外の仕事の状況を把握する調査事項の削除〔調査票④〕		●	

項目	変更内容等	部会審議	審議の状況
	⑪前回報告値欄（プレプリント）の追加〔調査票⑥〕	●	(第2回部会で審議)
	⑫魚市場所属の水産物買受人等に関する調査事項の変更〔調査票⑦〕	●	
	⑬水産加工品の出荷先を把握する調査事項の追加〔調査票⑧〕	●	
	⑭HACCP手法の導入状況を把握する調査事項の削除〔調査票⑧〕	●	
(3) 調査方法	①オンライン調査の全面導入	●	
	②行政記録情報等の活用	●	
(4) 報告を求める期間	○調査開始時期及び調査期間の変更	●	
(5) 集計事項	○調査票の統合・再編、調査事項の追加・削除等に伴う集計事項の変更	●	
2 前回答申（平成25年2月）における課題への対応	①OCR対応調査票の導入に伴う公表早期化の検討	●	
	②インターネットを用いた回答方式の利用向上に向けた対応策の検討	●	

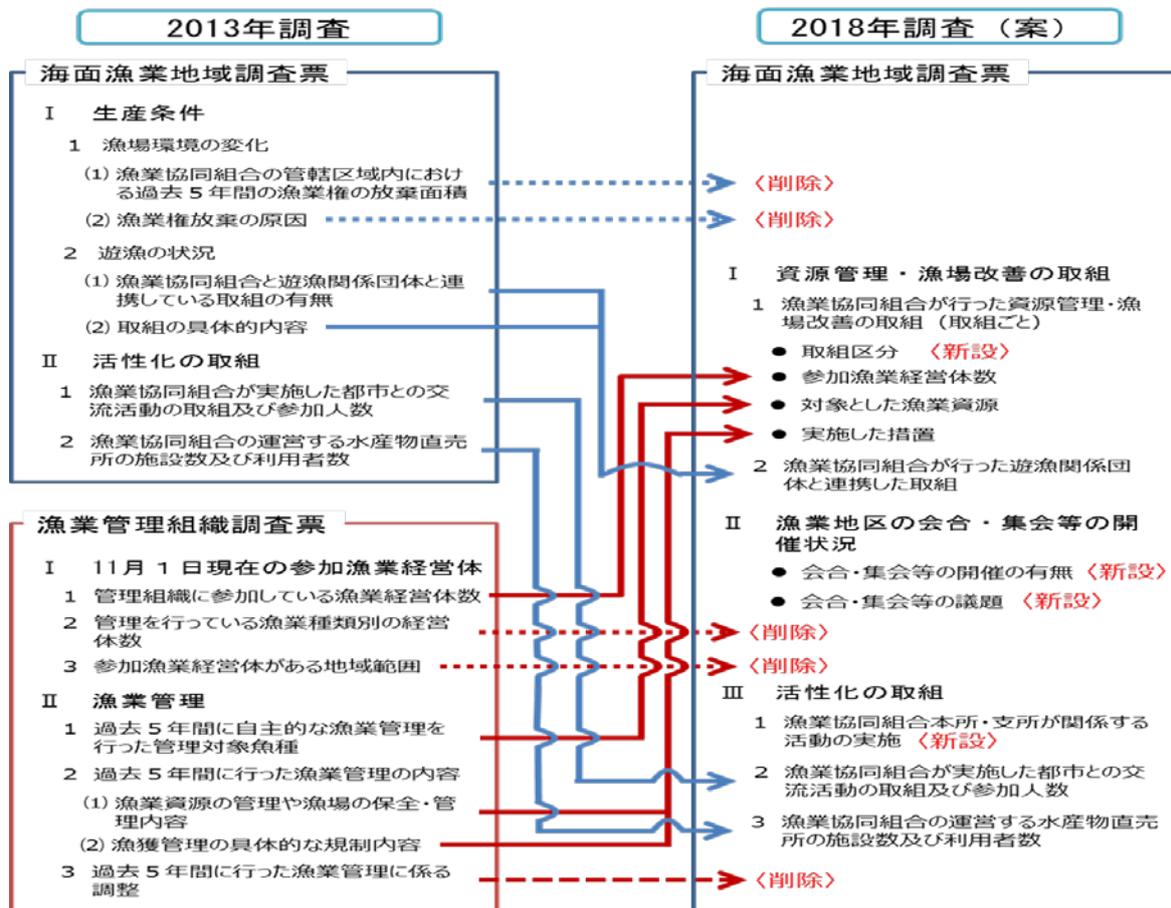
(注)「変更内容等」における〔 〕内の調査票番号は、「①」が漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、「②」が漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、「③」が海面漁業地域調査票、「④」が内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）、「⑤」が内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）、「⑥」が内水面漁業地域調査票、「⑦」が魚市場調査票、「⑧」が冷凍・冷蔵、水産加工場調査票をそれぞれ示す。

※ 第1回（第71回産業統計部会）は平成29年12月27日（水）に開催、第2回（第73回産業統計部会）は平成30年1月29日（月）に開催予定

調査対象の範囲の変更について

1 調査票の統合・再編の状況

(1) 海面漁業地域調査票及び漁業管理組織調査票の調査事項の統合・再編の状況は、以下のとおりである。



(2) 新たな海面漁業地域調査では、2,182の漁業地区ごとに調査を実施し、この地域ごとに調査結果を提供する。この表章範囲は、浜の活力再生プランとほぼ同様の地域範囲となるため、地域ごとの活性化の企画、検証等に活用しやすいと考えている。

このように、小地域で、情報を提供できることが、新たな海面漁業地域調査に変更することのメリットであると考えている。

2 調査票の統合・再編に伴う調査事項の変更状況

(1) 資源管理計画^(注1)、漁場改善計画^(注2)、従来の漁業管理組織調査票及び新たな海面漁業地域調査票の中の資源管理の取組における把握内容は、下表のとおりであり、新たな海面漁業地域調査票中の資源管理の取組の項目については、特に重要なものについて設定している。

内容	資源管理計画	漁場改善計画	従来の漁業管理組織調査票	新たな海面漁業地域調査票 (資源管理の取組)
規模	計画に参加者名簿を添付	記載はないが、当該養殖業を営む者（漁業権の行使者）すべてが参加	参加漁業経営体数	参加漁業経営体数

漁業種類	名称に漁業種類を明示 「資源管理を達成するための措置」に漁業種類を記載	すべて養殖に関する計画	漁業種類別経営体数	調査しない
地域範囲	対象海域を記載	対象水域を記載	参加漁業経営体の地域範囲	調査しない
対象資源	対象資源を具体的に記載	対象水産動植物を具体的に記載	漁業管理を行った魚種 (35 区分)	漁業管理を行った魚種 (21 区分)
具体的措置	資源管理を達成するための措置を具体的に記載	養殖漁場の維持・改善を図るための措置を具体的に記載	実施した措置 漁業資源の管理（4 区分） 漁場の保全・管理（8 区分） 漁獲管理の規制（11 区分）	実施した措置 漁業資源の管理（3 区分） 漁場の保全・管理（6 区分） 漁獲管理の規制（8 区分）
その他	・取組の目標 ・取組期間 ・参加、脱退の手続き ・計画変更・廃止の手続き	・目標 ・実施期間 ・体制 ・状況調査の内容	漁業管理に係る調整 (4 区分)	調査しない

(2) これまで漁業センサスは、11月1日現在で、過去1年間の状況を把握している。それに対し、資源管理計画及び漁場改善計画については、計画策定時及び変更時に都道府県へ提出される。このため、都道府県では常に最新の計画内容を把握している。

(3) 従来の漁業管理組織調査は、自主的に資源管理を行う漁業者の集まりのうち、以下を満たすものを「漁業管理組織」と定義し、この漁業管理組織ごとに調査を行ってきた。

- ① 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織
- ② 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織
- ③ 漁業管理について、文書による取決めのある組織
- ④ 漁協又は漁連が関与している組織

一方、新たな海面漁業地域調査は、計画そのものの内容を把握するのではなく、地域で取り組んでいる資源管理や活性化の状況を調査するものである。

(注) 1 水産物の資源管理・収入安定等を目的に、平成23年度に、国・都道府県が策定する「資源管理指針」に沿って関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する資源管理体制が導入された。

2 養殖における資源管理・収入安定等を目的に、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条の規定に基づき、漁業協同組合等が作成する。

漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加

今回、新規項目とした選択肢は、新たな水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）に即し、漁業の成長産業化等を進める各種施策の企画、立案、検証の基礎資料として活用するために整備すべきものを設定しており、選択肢ごとの具体的な考え方は以下のとおり。

1 「漁業地区における会合・集会等の開催状況」を把握する選択肢

選 択 肢	論点1		論点2	
	設定の考え方やニーズ等	主な利活用施策等	活動実態	一定の出現頻度の見込み
① 企業参入(漁業権の問題を含む)	漁業権の取り扱い等に関する課題の生産現場での認識把握	<ul style="list-style-type: none"> ・養殖業等への企業の参入 ・数量管理等による資源管理の充実 ・漁業の成長産業化 	一部地域では、既に企業が漁業権内の漁業に参入	組合員の合意のもとに進められるため、議題とされる
② 特定区画漁業権、共同漁業権の変更			実態は不明	漁業権の変更には、組合員の2/3の同意が必要であり、議題とされる
③ 漁業権放棄			漁業権の放棄は約1割の漁業協同組合で該当	漁業権の放棄には、組合員の2/3の同意が必要であり、議題とされる
④ 漁業補償			漁業権放棄や油濁等により補償問題が発生	地域漁業や全体の問題であり、議題とされる
⑤ 地元地区の共用財産・共有施設の管理	漁村における活性化の取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・浜の資源のフル活用 ・漁場環境の保全と生態系の維持 	漁港や付帯する待機所等の施設の管理であり、新設や改修などで該当	組合員が共同で利用するものであり、議題とされる
⑥ 自然環境の保全			漁場環境としても重要で磯焼け等の問題から組合の事業として実施するものもある	組合の事業などとして行う場合には、議題とされる
⑦ 地元地区の行事(祭り・イベント等)			漁港祭、水神祭、定期市の開催など、地域活性化に取り組む漁協もある	組合の事業などとして行う場合には、議題とされる

2 「漁業地区における活性化の取組」の状況を把握する選択肢

選 択 肢	論点1		論点2	
	設定の考え方やニーズ等	主な利活用施策等	活動実態	一定の出現頻度の見込み
① 新規漁業就業者・後継者を確保する取組	漁村における活性化の取組状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者の育成・確保 ・漁場環境の保全と生態系の維持 ・浜の資源のフル活用 ・多面的機能の発揮の促進 ・浜の資源のフル活用 	「漁業就業支援フェア」へ新しい漁師を求めに漁業協同組合が出展するなど	地域として取り組むことで実質的な効果を上げられるため様々な活動を想定
② ゴミ(漂着・漂流・海底)の清掃活動			漂流ゴミなどの回収後の処分を漁協が組織的に実施するなど	地域の自然環境の保全を目的とする様々な活動を想定
③ 6次産業化への取組			和歌山県の漁協の事業が、六次産業化の総合化事業計画に認定されるなど 〔水産物関係六次産業化認定件数168件(H29.12現在)〕	地域の生産物の付加価値向上に向けた様々な活動を想定
④ ブルーツーリズムへの取組			「漁業体験の取組」は234漁協で実施(2013年)	観光業と連携した渚泊や海を体験するイルカウォッチなど様々な活動を想定
⑤ 水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存			49.0%の漁協が地元の伝統行事・祭りに取り組んだ(民間アンケート(2014年))	漁村の活性化の中核的な存在として様々な活動を想定
⑥ その他の各種イベントの開催			43.7%の漁協が海産物販売など地域のイベントに取り組んだ(民間アンケート(2014年))	漁村の活性化の中心的存在として様々な活動を想定

「世帯員すべての人数」の削除について

世帯員すべての人数を把握する調査事項を削除する。

現 行

I 世帯について

1 世帯員すべての人数
11月1日現在の世帯員の人数を記入してください。

数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。

701	男	:	:	:	:	:	:	:	:
702	女	:	:	:	:	:	:	:	:

変更案

〔削除〕

	すべての世帯員	:	:	:	:	:	:	:	:
	うち、満14歳以下 の世帯員	:	:	:	:	:	:	:	:

- 1 14歳以下の世帯員を含めた世帯員すべての人数については、沿岸漁業等振興法（昭和38年法律第165号）の下で、「沿岸漁業等の従事者が他産業従業者と均衡する生活を営むことを期することができることを目途として、その地位の向上を図ることを目的」として、各種施策が実施されていた時代においては、漁家の世帯員数は、漁業従事者の生活を把握する上で重要な指標として活用されてきた。
- 2 その後、水産基本法（平成13年法律第89号）の制定に伴い、漁業経営への支援施策に重点がおかれ、漁家の世帯員数の重要度は低下したものの、漁村の総合的な振興を進める上で、漁村における人口減少、漁村の活性化対策などの企画・立案の基礎的な資料として引き続き活用されてきた。
- 3 現在も漁村の活性化等の施策は引き続き実施されているが、漁業経営体が減少する中で、これらの施策対象としては、漁村地域に在住する世帯全体を見ていく必要がある、漁村地域の人口として活用される資料も主に水産庁の行政データ（「漁港背後集落における現状把握のための実態調査」）が用いられてきている。
- 4 このため、漁業センサスにおいて14歳以下の世帯員を含めた 世帯員すべての人数を削除しても、行政利活用上の支障はないと見込んでいる。

表 男女別世帯員数（海面漁業）

単位：人

区 分	計	14歳以下	15歳以上	男			女		
				小計	14歳以下	15歳以上	小計	14歳以下	15歳以上
平成15年	439,345	52,413	386,932	224,752	26,858	197,894	214,593	25,555	189,038
構成比 (%)	100.0	11.9	88.1	51.2	12.0	88.0	48.8	11.9	88.1
20年	367,457	37,269	330,188	190,343	19,049	171,294	177,114	18,220	158,894
構成比 (%)	100.0	10.1	89.9	51.8	10.0	90.0	48.2	10.3	89.7
25年	284,948	26,032	258,916	149,552	13,307	136,245	135,396	12,725	122,671
構成比 (%)	100.0	9.1	90.9	52.5	8.9	91.1	47.5	9.4	90.6
増減率									
20年/15年 (%)	△ 16.4	△ 28.9	△ 14.7	△ 15.3	△ 29.1	△ 13.4	△ 17.5	△ 28.7	△ 15.9
25年/20年 (%)	△ 22.5	△ 30.2	△ 21.6	△ 21.4	△ 30.1	△ 20.5	△ 23.6	△ 30.2	△ 22.8

資料：農林水産省「漁業センサス」より

海上作業に雇った人に関する調査事項の変更

海上作業に雇った人数を把握する調査事項において、①雇った人の有無を確認する項目を設ける、②雇った人がいる場合に、日本人雇用者数の内訳から居住地別（同一市町村、その他の県内、県外の別）に関する項目を削除する。

変更案

II 自家漁業に雇った人

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人の有無を記入してください。雇った人がいる場合は、項目ごとにその人数を記入してください。

海上作業に雇った人がいない 201 0
 海上作業に雇った人がいる 0

日本人 外国人

うち、過去1年以内に漁業を始めた人

① ② ③

千 百 十 (人) 千 百 十 (人) 千 百 十 (人)

211

雇った日本人のうち、30日以上海上作業を行った人を年齢別に記入

過去1年以内に漁業を始めた人とは、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、以下のいずれかに該当する人です。
 ・新たに漁業を始めた人（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた人を含む。）
 ・他の仕事の主であったが、漁業が主となった人（他の産業に従事等）

ここでは2ページの世帯員ではなく「雇った人数」を記入してください。

(2) (1)の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を年齢別に記入してください。(人)

	計	男	女
15～19歳	221		
20～24歳	222		
25～29歳	223		
30～34歳	224		
35～39歳	225		
40～44歳	226		
45～49歳	227		
50～54歳	228		
55～59歳	229		
60～64歳	230		
65～69歳	231		
70～74歳	232		
75歳以上	233		
計	234		

現行

II 自家漁業に雇った人

1 海上作業に雇った人数

(1) 11月1日現在の海上作業に雇った人数を記入してください。(人)

2ページの世帯員を除いた「雇った人数」を記入してください。

計 (②+⑦)	日本人 (③+④+⑤)	居住地					外国人
		同一市町村	その県内	県	外	うち、過去1年以内に漁業を始めた人	
201							

過去1年以内に漁業を始めた人とは、調査期日前1年間に、漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、以下のいずれかに該当する者です。
 ・新たに漁業を始めた者（過去に漁業に従事していて、再び漁業を始めた者を含む。）
 ・他の仕事の主であったが、漁業が主となった者（他の産業に従事等）
 ・普段の状態が仕事を主としていなかったが、漁業が主になった者（学生等）

(2) ②の日本人のうち、過去1年間に30日以上海上作業を行った人数を記入してください。(人)

	海上作業を行った人数		うち、居住地が同一市町村	
	男	女	男	女
211 計				
212 15～19歳				
213 20～24歳				
214 25～29歳				
222 65～69歳				
223 70～74歳				
224 75歳以上				

1 漁業における雇用者の地域的居住範囲を明らかにすることにより、漁業経営体における雇用者確保の現状を把握する基礎資料としてこれまで利用されてきた。

2 雇用者の確保は他産業との競合もあり、居住地域に区分することなく必要などころに必要な雇用を確保していくことが重要となっており行政の利活用も低下していることから、本調査項目を削除しても支障はないと見込んでいる。

漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更について

- 自家漁業の海上作業日数に係る漁業種類について、従前の最も多かった種類から上位3位までの種類を把握する形に変更
- 出漁数日数が多かった漁業種類について、新たに上位3位までの種類を把握する形に変更
- 過去1年間で販売金額の多かった漁業種類を把握する調査項目について、上位2位までの把握から上位3位まで把握するよう変更



水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保安全管理が進められる中、資源管理による漁業の操業状況の変化と、その結果としての漁業の経営状況の変化を明らかにする。

このため、取り組む漁業種類1～3位までを把握するとともに、販売金額1～3位まで漁業種類（魚種）を把握する。

これにより、資源管理や安定的な漁業経営の施策に資する。

資源管理計画、漁場改善計画ごとの資源管理の状況
(海面漁業地域調査)

- 【例】
- 底びき網管理計画
 - 刺網管理計画
 - まだい養殖改善計画



【漁業の操業状況】

〔世帯員など〕

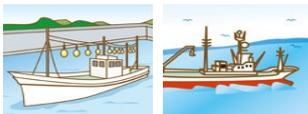
海上作業日数が3位までの漁業種類を把握



〔漁業者の従事状況が漁業種類ごとに明らかとなる。〕

〔動力漁船〕

出漁日数が3位までの漁業種類を把握



〔動力漁船の操業状況が漁業種類ごとに明らかとなる。〕

【漁業の経営状況】

〔漁業経営体〕

販売金額が3位までの漁業種類、魚種を把握

〔資源管理の影響を受ける漁業経営体が漁業種類ごと、魚種ごとに明らかとなる。〕



〔動力漁船〕

販売金額が3位までの漁業種類を把握

〔資源管理の影響を受ける動力漁船が漁業種類ごとに明らかとなる。〕



漁獲物・収穫物の出荷先の選択肢区分の変更

過去1年間の漁獲物・収穫物の出荷先を把握する調査事項において、①出荷先の選択肢のうち、「小売業者」「生協」を「小売業者・生協」に統合し、②「直売所」「自家販売」を「消費者に直接販売」に区分し、その内訳として「自営の水産物直売所」「その他の水産物直売所」「他の方法」に細分化するほか、③「外食産業」の選択肢を追加する。

変更案

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先に記入してください。また、出荷額の最も多かった出荷先一つに記入してください。

出荷先 (該当すべてにマーク)	581	漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者・生協	外食産業	消費者に直接販売			その他
							自営の水産物直売所	その他の水産物直売所	他の方法	
出荷額の最も多かった出荷先(一つにマーク)	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0

消費者に直接販売には、自ら生産した水産物又はそれを使用した加工品を消費者に直接販売しているものが該当します。
 自営の水産物直売所には、自らが運営する直売所が該当します。
 その他の水産物直売所には、共同で運営している直売所又は他の人が運営している直売所が該当します。
 他の方法には、移動販売(行商)等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当します。

現行

5 過去1年間のすべての漁獲物・収穫物の出荷先を○で囲んでください。そのうち、出荷額の最も多かった出荷先一つを○で囲んでください。

出荷先	591	漁業協同組合の市場又は荷さばき所	漁業協同組合以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他

調査にご協力ありがとうございました。内容のいただきの氏名と印を記入してください。電話番号も記入してください。

- 「小売業者・生協」への統合については、「生協」への出荷を行うのは70経営体（うち、主として「生協」に出荷する経営体は18経営体）と全体の0.1%にも満たない状況であるため選択肢とはしないこととするが、時系列の観点から、「小売業者・生協」とするものである。
- 直接販売の形態を3区分とする変更については、「直売所」といった場合、自ら運営する直売所（自営）もあれば、共同で経営する直売所や道の駅など他が運営する直売所（自営以外）もあるが、当該項目を利用して漁業センサスを母集団情報としている、6次産業化総合調査（一般統計調査）において両者の扱いが異なるため、母集団となる漁業センサスにおいても両者を区分し、記入者が紛れなく記入できるものとしている。また、直接販売には、インターネット販売や行商などの、店舗ではない形態もあることから更に「他の方法」も選択肢に加えている。

表 主な出荷先別経営体数（海面漁業）

区分	計	漁協の市場又は荷さばき所	漁協以外の卸売市場	流通業者・加工業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
平成15年	132,417	92,514	18,979	6,803	3,098	15	534	6,140	4,334
構成比 (%)	100.0	69.9	14.3	5.1	2.3	0.0	0.4	4.6	3.3
20年	115,196	82,159	15,434	6,063	2,608	31	715	4,983	3,203
構成比 (%)	100.0	71.3	13.4	5.3	2.3	0.0	0.6	4.3	2.8
25年	94,507	66,764	12,309	5,296	2,255	18	869	4,381	2,615
構成比 (%)	100.0	70.6	13.0	5.6	2.4	0.0	0.9	4.6	2.8
増減率									
20年/15年 (%)	△ 13.0	△ 11.2	△ 18.7	△ 10.9	△ 15.8	106.7	33.9	△ 18.8	△ 26.1
25年/20年 (%)	△ 18.0	△ 18.7	△ 20.2	△ 12.7	△ 13.5	△ 41.9	21.5	△ 12.1	△ 18.4

資料：農林水産省「漁業センサス」より

第71回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年12月27日（水）9:55～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【専門委員】

三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員）

【審議協力者（有識者）】

若林 満（全国漁業協同組合連合会漁政部部長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長 ほか

農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更について

5 概 要

- 12月19日開催の第117回統計委員会において諮問された漁業センサスの変更について、審査メモに沿って審議が行われた。
- 今回部会では、審査メモのうち、「調査対象の範囲の変更」及び「報告を求める事項」（一部）について審議を行った結果、調査実施者における再確認・再整理を踏まえ、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査対象の範囲の変更

- ・ 海面漁業地域調査票による調査においては、調査対象となる漁業地区のエリアが重複

することはないのか。

→ 個々の漁業協同組合（以下「漁協」という。）の地域・地区の地域範囲は、他の漁協と重複しないよう漁協ごとの定款で定められており、基本的に重複することはない。

- ・ 従来の漁業管理組織調査票は、漁協の支所を調査対象としていたが、今回、漁協の本所を調査対象とする海面漁業地域調査票に統合・再編され、廃止されることに伴い、各支所の状況が十分把握できなくなるということはないのか。また、前回の漁業管理組織調査の結果と比較等を行うなどして、把握漏れがないかチェックする必要があるのではないか。

→ 基盤となる漁業地区は漏れなく設定されているため、全ての調査票が取集できれば、漏れなく各支所等の状況を把握できることとなり、前回結果とのチェックも可能である。

- ・ 今回の変更により、支所を含む漁協における資源管理の実態をよりの確に把握することが可能となると理解してよいか。

→ そのとおり。今回の変更により、地域において取り組まれている様々な資源管理の実態を把握することが可能となり、水産庁がデータ保有する漁業管理の情報と合わせて、その全体像が明らかになるものと考えている。

（２）報告を求める事項の変更

ア 海面漁業地域調査票の変更（漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加）

- ・ 実際に記入する立場からみた場合、漁業地区の会合・集会等の開催状況を把握する選択肢のうち「企業参入（漁業権の問題を含む）」は分かりにくい。当該選択肢中の「（漁業権の問題を含む）」は、漁協が漁業権を管理する中で企業参入に関する議論の実施状況を把握するために設けているものとする。一方、各漁業地区ではマグロの養殖も含めて、企業の有する人材、資金、技術、ノウハウ等を積極的に活用する取組が活発に進められていることから、この括弧書きの文言に誘導され、当該選択肢そのものに該当しないと誤解されるおそれがあるのではないか。

以上のことから、当該選択肢を設ける趣旨を考慮すると、あまり限定するような形ではなく、例えば、「企業の参入」「企業参入の取組」など、報告者にとって紛れのない分かりやすい表記に改めるべきと考える。

→ 記入する立場からみて、選択肢の順番についても違和感がないよう、「特定区画漁業権・共同漁業権の変更」を最初に持ってくるなど、選択肢の並び順にも工夫の余地があるのではないか。

→ 再検討の上、次回部会において回答することとしたい。

- ・ 漁業地区における活性化の取組状況を把握する調査事項については、全てに該当しないというケースも考えられるが、変更案では、何も記載されていない場合に、該当する活動がなかったのか、記入漏れなのか判断できないのではないか。

→ 該当する取組の有無を把握する項目を追加するか否かについて再検討の上、次回部会において回答することとしたい。

- ・ 漁業地区における会合・集会等の開催状況と活性化の取組状況とは相互に関連性を有するものと考えられるが、両調査事項における選択肢の設定に当たって、整合性を図る必要はないのか。
 - 会合・集会等の開催状況では「地元地区の行事（祭り・イベント等）」と包括的な表記としている一方、活性化の取組状況では「水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存」とイメージしやすい表記となっている。定義等が明確でないと、報告者によって回答にバラつきが生じ、集計結果が利活用しにくくなるといった懸念がある。このため、定義等については、記入の手引等において丁寧に説明しておく必要があるのではないか。
 - 報告者にとって分かりやすく、また、記入に当たって紛れが生じないように整理し、記入の手引等に盛り込むこととしたい。
- ・ 活性化の取組状況を把握する調査事項における「ゴミ（漂着・漂流・海底）の清掃活動」という選択肢については、外部からの放置ゴミが量的に最も多く、漁業地域が苦慮している実態にあるが、それは含まれないのか。
 - 放置ゴミも大きな問題と認識しているので、選択肢の記述を再検討し、次回部会において回答することとしたい。

イ 海面漁業地域調査票以外の調査票の変更

(ア) 「世帯員すべての人数」の削除

- ・ 本調査事項に代替可能としている、水産庁が保有する行政資料（漁港背後集落における現状把握のための実態調査）については、統計利用者が利用可能な状況にあるのか。
 - 当該実態調査の結果は、水産庁のホームページに掲載されている。
 - その調査結果では、漁業センサスで得られている14歳以下の者に係る情報も把握可能か。
 - 確認の上、次回部会において回答することとしたい。
- ・ 漁業経営体の95%以上が個人経営体であり、新規就業者も増えている中、その後継者と成り得る者がどの程度いるかは漁業構造を分析する上で重要な情報であるため、当該事項は残すべきではないか。
- ・ 将来の漁業の在り方を検討する上では、行政資料から把握した個人経営体における世帯員の年齢構造を周辺分布として情報提供するだけでは十分ではない。漁業センサスは、当該情報に加え、後継者育成という面から後継者となり得る世帯員の数を同時に把握できることが重要なポイントではないかと考える。
- ・ 水産庁の行政資料は、漁港背後集落に関する調査であり、漁業経営体以外も含まれると考えられるため、本調査結果を完全に代替することはできないのではないか。
- ・ 年齢構成は、後継者育成という意味で非常に重要な要素であると考えており、調査結果の継続性の観点からもできる限り変更しないほしい。
 - 意見や指摘を踏まえ、当該事項の削除の適否について再度検討し、次回部会にお

いて回答することとしたい。

(イ) 海上作業に雇った人に関する調査事項の変更

- ・ 外国人数の記入欄については、外国人実習生の数を記入するという理解でよいか。
また、外国人実習生は制度上の期限が来れば帰国せざるを得ないため、その後新たな実習生が来た場合、本来は年間で実習生が1人しか従事していないにもかかわらず、重複して計上してしまう可能性はないか。
→ 調査時点（11月1日）に雇用契約を結んでいれば、外国人実習生か否かにかかわらず計上されることになる。
また、外国人実習生を重複して計上してしまう可能性については、本調査項目では、11月1日現在の雇用者数を回答することとしているので、その時点の雇用者1名が把握されることとなる。
- ・ 本調査事項については、審議協力者である県からの意見も踏まえ、次回部会において引き続き検討することとする。

(ウ) 漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加等

- ・ 同一の調査票において、同じレイアウトで、漁業に従事した責任のある者と海上作業に雇った人を分けて記入してもらう設計となっているため、報告者がどちらの調査事項にどのような内容を記入したらよいか混乱することが懸念される。このようなことがないように丁寧に説明する必要があるのではないか。
→ 報告者が記入に際し混乱を来すことがないように、丁寧な説明に十分留意して調査を行うこととしたい。

(エ) 漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更

- ・ 「自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類」「出漁日数が多かった漁業種類」「販売金額が多かった漁業種類」及び「販売金額が多かった漁業種類・魚種別状況等」について、それぞれ上位3位までの状況を把握することは、政策ニーズや資源管理の高度化等の観点から有用な情報が得られるものとする。しかしながら、調査時点の資源状況や水温変動に伴い、操業する漁業種類は大きく変わり得るところであり、5年間の間に状況が様変わりする可能性があることに留意する必要がある。
- ・ 操業する漁業種類について、これまでの最も多かったものから上位3位までを把握するよう変更することに伴い、記入負担が増えることとなるが、報告者は正確に記載可能か。
→ 全国漁業協同組合連合会からも、各漁協に対して十分な指導や説明を行うなど、正確なデータを提供できるよう協力していきたい。
→ 漁協や漁業経営体へのヒアリング等を通じて把握可能性について確認した結果、上位3位までの記入が大きな負担となるといった意見等は特に寄せられなかった

ため、比較的容易に回答可能と判断したところである。

- ・ 漁業経営体は、漁業種類別の漁獲量を通常から把握しているのか。
 - 漁獲量については、水揚げ時の伝票から把握可能である。また、販売金額については、何千何百円単位といった詳細な回答を求めるものではなく、報告者が実感に即して上位3位までの漁業種類を回答してもらうものであることから、負担にはならないと考えている。
- ・ 結果表においては、該当が「1」のみのところもみられるが、結果表章において秘匿措置を講ずる必要はないのか。
 - 全国表章であれば、特定は困難であり、特段の秘匿措置を講ずる必要はないものと考えている。ただし、市町村や漁業地区を単位とする小地域表章に当たっては、該当数が3経営体未満の場合は数のみを公表し、経営内容に関わる結果については秘匿措置を講じている。

(オ) 漁獲物・収獲物等の販売金額を把握する調査事項の変更

- ・ 平均販売金額を算出することを目的とするのであれば、10億円未満についても、販売金額階層による選択記入方式とせず、100万円単位で実額を記入してもらうことも考えられるのではないか。
 - 2003年調査までは実額記入方式としていたが、報告者に忌避感があり、調査員や市町村が把握に苦労したこともあり、2008年調査から選択記入方式に変更した経緯がある。そのような中、平均金額の把握について強いニーズがあることも踏まえ、最上位階層に限定して実額を記入してもらうことにしたものである。

(カ) 漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分の変更

- ・ 「消費者に直接販売」の内訳項目である「自営の水産物直売所」の「自営」とは、個人で運営している直売所なのか、漁協が直営している直売所も含むのか。また、インターネット上の直売所もあり、報告者は「自営の水産物直売所」と「他の方法」のどちらに該当するのか混乱するおそれがあるのではないか。
 - 漁業経営体に対する調査票であるため、「自営」とは自ら運営している直売所であると理解していただけると考えているが、混乱が生じないように丁寧に説明することとしたい。
 - 道の駅での販売は「その他の水産物販売所」に該当するものと考えているが、近年、その数も増えていることから、これについても誤解が生じないようにしてほしい。
 - 本調査事項の右の枠組みで、選択肢について説明しており、当該欄の記載内容を工夫して疑問点に答えられるよう再整理・検討し、次回部会において回答していただきたい。

(キ) 漁業以外の事業状況を把握する調査事項の変更

- ・ 兼業漁業経営体数等（2013年結果）をみると、遊漁船業は約4,600経営体と民宿

の約1,200経営体よりも多く、漁業経営体への経済的な寄与といった面では高いと考えるが、過去1年間の延べ利用者数を把握する事項について、遊漁船業を削除し民宿を残すのは、政策的に民宿の方を重視しているとの理解でよいか。

→ 重要性もあるが、遊漁船業の延べ利用者数については、これまでの調査結果からある程度推定可能であることから、削除しているものである。

- ・ 農林水産業の従事者数や事業所数を表章するに当たっては、農業と漁業の兼業者を重複して計上しないよう調整されているのか。

→ 農林業・漁業の兼業状況といった面からの表章は特に行っておらず、農林業や漁業に関する情報をそれぞれ表章している。

→ 農林業センサス及び漁業センサスの結果の単純合算ということではなく、重複部分をどのように扱うかによるのではないか。国勢調査では兼業世帯は別に表章されており、第一次産業従事世帯数として表章するのであれば、兼業農家、兼業漁家の状況をどう表章するかといった問題もあるが、結果利用の面でも配慮してほしい。

6 次回予定

次回部会は、平成30年1月29日(月)10時から総務省第2庁舎7階中会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、1月18日(木)に開催予定の第118回統計委員会において、川崎部会長から報告することとされた。

(以 上)